

郡山市地酒等による乾杯の推進に関する条例をここに公布する。

平成27年3月11日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第9号

郡山市地酒等による乾杯の推進に関する条例

私たちの住む郡山市は、福島県の中央に位置し、北に安達太良山、東に阿武隈山系、西に猪苗代湖と、豊かな自然と気候に恵まれ、明治初期の安積開拓及び安積疏水の開削を機に東北地方をリードする中核都市へと発展してきました。

猪苗代湖と奥羽、阿武隈山系からの清らかな水、そして肥沃な大地は、米を中心に果実など多様な農産物を育み、それらから蔵元で丹念に作られる郡山のお酒は、純米酒や焼酎などその種類も豊富で、個性豊かな味が楽しめ、悠久の歴史と文化の中で、特色ある食文化の創造と産業の振興、発展に寄与してきました。

私たちには、この豊かな自然環境を守り、それらのもとで育まれる農産物やその加工品を、自然環境とともに、ふるさとの財産として、誇りと愛着をもって次世代に受け継いでいく大切な使命があります。

そして、地域の食文化に愛着と関心を寄せ、地酒等や地元産農産物を自ら味わうとともに郡山市を訪れる多くの方へ提供することは、郡山市の魅力の発信、交流人口の増加、地域産業の振興と発展、そして東日本大震災、原子力事故災害からの復興へとつながります。

これらのことから、市、議員、事業者及び市民が一体となって地酒等による乾杯の習慣を広めることで、地酒等の消費拡大や地産地消を推進し、農業をはじめとする地域産業を将来にわたって維持、発展させていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地酒等（本市の区域内において製造され、又は原材料に地元産農産物（本市の区域内において生産された農産物をいう。以下同じ。）が使用された日本酒、焼酎、果実酒その他の酒類及びジュースその他の飲料をいう。以下同じ。）による乾杯を推進することで、地酒等の普及を促進し、地酒等及び地元産農産物の消費拡大を図り、もって地域産業の振興及び郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、地酒等による乾杯を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(議員の役割)

第3条 本市の市議会議員（以下「議員」という。）は、自らが参加する会食等の乾杯において、地酒等の使用を積極的に呼びかけるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者（地酒等を製造、販売又は提供する事業者をいう。以下同じ。）は、地酒等による乾杯を推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地酒等による乾杯の推進に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重等)

第6条 市、議員、事業者及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重し、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）その他の関係法令を遵守するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。